

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書 (その1)

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

第七号の様式 (提出用)

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	・	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)		・	・		
	計 ①+② ③		・	・		円
当期分 の控除 外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表 の①+同表の②)) ④		・	・		
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・	・		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	・		
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉑) ⑦		・	・		
	計 ⑥+⑦ ⑧		・	・		
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・	・		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩			当 期 分			
当期分として算定した法人税割額 (⑩又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑪				⑩ 円	円	
当期において控除する外国税額 (⑪若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は㉒) ⑫			計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除す べき 外 国 税 額	各道府県ごとに 算定した法人税 割額	各道府県ごとに 控除する外国税 額 (⑬又は⑭の うち少ない額) ⑮
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑰	⑱

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 <sup>⑬</sup>	当期控除額 <sup>⑭</sup>	翌期繰越額 <sup>⑬-⑭</sup> <sup>⑮</sup>
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱)	②				
	計	①+②	③			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②))	④				
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④	⑤				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑥				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑)	⑦				
	計	⑥+⑦	⑧			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額)	⑨				
前3年以内の控除未済外国税額 <sup>⑩</sup>						
当期分として算定した法人税割額 (⑱又は第6号様式の⑦-⑧-⑨)						
当期において控除する外国税額 (⑨若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は㉒)						
			当期分			
			計	⑩ 円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき 外国税額	各道府県ごとに 算定した法人税 割額	各道府県ごとに 控除する外国税 額(⑮又は⑯の うち少ない額) <sup>⑰</sup>
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑰	⑱

## 第7号の2様式（その1）記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。

### 2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

### 3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下この記載の手引において「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の3.2（令和元年10月1日以後に開始する事業年度は100分の1）を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
2「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6（2））の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の1の欄を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額に記載します。	
3「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
4「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
5「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の3.2（令和元年10月1日以後に開始する事業年度は100分の1）を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
6「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) ⑬の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額	
7「各道府県ごとに控除する外国税額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、地方税法第57条第2項に規定する従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑯の欄の計算は、⑨及び⑩の欄の金額の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑰の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式の⑧の欄）の金額及び外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式の⑨の欄）の金額を控除した金額を記載します。 また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑱の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	